



飛驒市新型コロナウイルス感染症対策 行動計画

令和2年4月

目次

はじめに	1
------	---

I 対策の基本的考え方

1 県内で発生が確認された段階	2
2 県内で感染が拡大した段階	2
3 市民の生活及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合	2

II 実施上の留意点

1 基本的人権の尊重	3
2 危機管理としての特措法の性格	3
3 関係機関相互の連携協力の確保	3
4 記録の作成・保存	3

III 対策推進のための役割分担

1 国	4
2 地方公共団体	4
3 医療機関	5
4 指定（地方）公共機関	5
5 登録事業者	6
6 一般の事業者	6
7 市民	6

IV 各段階における対策

1 県内発生早期	7
2 市内発生期	17

はじめに

新型インフルエンザ等対策特別措置法第 8 条第 1 項において、「市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成する」とされている。

上記に基づき策定した飛騨市新型インフルエンザ等行動計画（以下「市行動計画」という。）では、「市行動計画に記載した対策は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置いたものであり、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、当該ウイルスの病原性・感染力等の特性やその他の状況を踏まえ、計画に記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する」とされている。

このため、今般の新型コロナウイルス感染症対策の実施にあたっては、当該ウイルスの特性等を踏まえた内容となるよう、現行の市行動計画に必要な見直しを行う必要があり、令和 2 年 3 月 31 日に県から示された「岐阜県新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を踏まえ、ここに「飛騨市新型コロナウイルス感染症対策行動計画」を定めるものである。

I 対策の基本的考え方

発生段階や状況の変化に応じ柔軟に対応する。

1 県内で発生が確認された段階

- 感染拡大のスピードを、できる限り抑えることを目的とした、各般の対策を講ずる。
- 病原性に応じて県が行う不要不急の外出自粛要請や、施設の使用制限等に協力する。
- 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小もしくは、中止を図るなど見直しを行うこととする。

2 県内で感染が拡大した段階

- 市は、県、国、事業者等と相互に連携して、医療の確保、市民生活や市民経済の維持のために最大限の努力を行う。
- 社会が緊張し、予期しない事態が生じることも考えられるため、状況に応じて臨機応変に対処する。

3 市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

- 不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業所における業務縮小等による接触機会の抑制など、社会全体で取り組む医療対応以外の感染対策と、医療対応を組み合わせる総合的な対策をとる。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

- 事業者は、自発的に職場における感染予防に取り組むほか、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を積極的に検討するとともに、従業員のり患等により、事業のサービス提供水準が低下する可能性を許容すべきであることを市民に呼びかける必要がある。

一方、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、市民経済や市民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、事業活動の縮小や雇用への対策を講じる必要がある。

Ⅱ 実施上の留意点

市は、新型コロナウイルス感染症が発生し、また流行した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型コロナウイルス感染症対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

1 基本的人権の尊重

市は、新型コロナウイルス感染症対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。医療関係者への医療等の実施の要請等、不要不急の外出の自粛要請、学校、社会福祉施設、興行場等の使用制限の要請等、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型コロナウイルス感染症対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

2 危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざまな措置を講じることができるよう制度設計されている。病原性の程度や、抗ウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、緊急事態の措置を講じる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

3 関係機関相互の連携協力の確保

飛騨市新型コロナウイルス対策本部(特措法第 34 条。以下「市対策本部」という。)は、政府対策本部(特措法第 15 条)及び岐阜県対策本部(特措法第 22 条)と相互に緊密な連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する。

4 記録の作成・保存

市対策本部、新型コロナウイルス感染症対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

Ⅲ 対策推進のための役割分担

1 国

国は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、自ら新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関（以下「指定（地方）公共機関」という。）が実施する新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する（特措法第3条第1項）。

また、国は、新型コロナウイルス感染症及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努める（特措法第3条第2項）とともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、新型コロナウイルス感染症に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める（特措法第3条第3項）。

新型コロナウイルス感染症の発生前は、「対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型コロナウイルス感染症が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型コロナウイルス感染症の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し（特措法第18条第1項）、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

2 地方公共団体

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、政府の基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施し、区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス感染症対策を総合的に推進する責務を有する（特措法第3条第4項）。

（1）県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担う。

新型コロナウイルス感染症の発生前は、「対策推進会議」を開催するなど、全

庁的な取組を推進するとともに、各部局では県行動計画や各省庁が定める具体的な対応を踏まえ、新型コロナウイルス感染症が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、直ちに県対策本部を設置し、政府対策本部が示す基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を強力に推進する。

また、平時から市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。特に、保健所を設置する岐阜市内の医療体制の確保や感染拡大の抑制に関しては、それぞれの対策の相違による支障が生じないように、方針を検討する段階から岐阜市と緊密に連携を図っていく。

(2) 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型コロナウイルス感染症発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町村と緊密な連携を図る。

3 医療機関

医療機関は、新型コロナウイルス感染症の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型コロナウイルス感染症患者を診療するための院内感染対策や必要となる医療資器材の確保等の準備を推進することが求められる。また、新型コロナウイルス感染症の発生時においても医療提供を確保するため、新型コロナウイルス感染症患者の診療体制を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進めることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型コロナウイルス感染症患者の診療体制の強化を含め、医療を提供するよう努める。

4 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型コロナウイルス感染症が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型コロナウイルス感染症対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）。

- ・指定公共機関：独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

- ・指定地方公共機関：都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

5 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は市民の生活及び経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型コロナウイルス感染症の発生時においても最低限の市民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型コロナウイルス感染症の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、その活動を継続するよう努める(特措法第 4 条第 3 項)。

6 一般の事業者

一般の事業者については、新型コロナウイルス感染症の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型コロナウイルス感染症の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

7 市民

新型コロナウイルス感染症の発生前は、新型コロナウイルス感染症に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型コロナウイルス感染症の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

IV 各段階における対策

1 県内発生早期

発生状況：

- ・ 県内で新型コロナウイルス感染症の患者が発生しているが、県内の患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。
- ・ 県内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 県内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2) 患者に適切な医療を提供する。
- 3) 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

対策の考え方：

- 1) 流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。
- 2) 医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3) 国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国及び県と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4) 新型コロナウイルス感染症の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。
- 5) 市内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。

(1) 実施体制

【基本的対処方針の決定】

- ① 市は、「新型コロナウイルス感染症対策緊急事態宣言」(特措法第 34 条)が宣言された場合は、直ちに市対策本部を設置し、情報の集約・共有・分析を行う。(関係部局)
- ② 国及び県の対処方針等に基づき、市の対策を協議決定し、実施する。
- ③ 市は、「新型コロナウイルス感染症対策緊急事態宣言」が宣言される前においても新型コロナウイルス感染症が発生し県対策本部が設置された場合は、必要に応じて任意の市対策本部を設置する。
- ④ 対策の規模、内容に応じ、対策本部事務局の体制を拡大又は縮小する。

(2) サーベイランス・情報収集

【情報収集】

国及び県等から適切に正確な情報収集を行う。(関係部局)

【受診患者数の把握】

国及び県等から発信される発生状況より受診患者数等の最新の流行状況を把握する。(市民福祉部)

【学校サーベイランスの強化】

市は、学校等欠席者・感染症情報システム及び感染報告書により欠席者及び臨時休業(学級・学年閉鎖、休校等)の状況を把握する。(教育委員会)

(3) 情報提供・共有

【情報提供】

- ① 市は、市民各層に十分な情報が届くよう、防災行政無線、ホームページ、飛騨市 C A T V、メール配信サービス、市広報紙等複数の媒体・機関を活用し、正確でわかりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いします。また、特に必要があると認められる場合には、独自のメッセージの発信や注意喚起等を行う。(関係部局)

- ② 市内の発生状況を公表する際には、患者の個人が特定されないように配慮するとともに、新型コロナウイルス感染症には誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害等が生じないよう冷静な対応を市民に呼びかける。(市民福祉部)
- ③ 特に、個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、個人レベルでの感染対策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(帰国者・接触者外来の受診の方法等)を周知する。(市民福祉部)
- ④ 市は、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。(関係部局)
- ⑤ 市は、在留外国人や外国人旅行者への適切かつ迅速な情報提供を行い、市内でのまん延防止と風評対策につなげる。(商工観光部)
- ⑥ 市は、新型コロナウイルス感染症の発生状況及びクラスター(患者間の関連が認められた集団)の発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。(企画部)
- ⑦ 市は、市民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、国へ報告するとともに、情報提供に反映する。(関係部局)

【相談窓口の設置】

国や県から提供されるQ & Aを活用し、市民からの相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な対応を行う。(関係部局)

【情報共有】

県、市町村、指定(地方)公共機関、関係団体はインターネット等を活用し、適時適切な情報共有を図る。(関係部局)

(4) 予防・まん延防止

【患者の入院、濃厚接触者の健康観察等】

県が行う感染症法に基づく、患者への対応(治療・入院措置等)や患者の濃厚接触者への対応(外出自粛要請、健康観察の実施等)などの措置に対し、要請に基づき適宜協力する。(市民福祉部)

【個人・地域レベルでの感染対策強化】

市は、住民や事業者等に対して次の依頼を行う。

- ・ 住民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤や在宅勤務（テレワーク）の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等と呼びかける。（市民福祉部、関係部局）
- ・ 市は、一般的な不要不急の外出自粛について呼びかけを行う。（関係部局）
- ・ 市は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて避ける行動を求める。（市民福祉部、関係部局）
- ・ 大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。（関係部局）
- ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講じるよう依頼する。（総務部）

【病院、高齢者施設等における対策】

市は、関係機関と協力し、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知する。（関係部局）

【県が実施する措置への協力】

県等からの要請に応じて、以下の措置に適宜協力する。（関係部局）

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の措置を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。(健康福祉部、関係部局)

(外出自粛等の要請)

住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえ、期間を定めて、生活の維持に必要な場合^{*1}を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策^{*2}の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、まん延防止に効果があると考えられる区域(市町村単位又は圏域単位)とすることが考えられる。

※1 生活の維持に必要な場合とは、「医療機関への通院」「食料の買い出し」「職場への出勤」等を想定

※2 基本的な感染対策とは、「マスク着用」「咳エチケット」「手洗い」等を想定

(施設の使用制限等の要請等)

- ・ 学校・保育施設等(特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。)に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。
- ・ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 多数の者が利用する施設(特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。)で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、そ

の施設名を公表する。

【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】

隣接県に緊急事態宣言が発令され、県内には発令されていない場合、当該隣接県で実施されている緊急事態措置の内容を勘案し、必要に応じ、県民に対する当該隣接県への往来の自粛等必要な措置を講じる。(健康福祉部、関係部局)

【災害時における避難所対応】

市は、災害発生時の避難所における新型コロナウイルス感染症の発生・まん延防止のため、避難所以外の安全な建物を避難所として活用するなど避難所における住民同士の密集を避けられるよう「飛騨市避難所運営マニュアル」及び「飛騨市福祉避難所マニュアル」の見直しを行う。また、まん延防止に必要な資機材の支援を県に要請する。(総務部、市民福祉部)

(5) 医療

【医療体制】

- ① 新型コロナウイルス感染症発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型コロナウイルス感染症に罹患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、保健所に設置される「帰国者・接触者相談センター」を通じて、帰国者・接触者外来に受診するよう周知する。(市民福祉部)
- ② 市は、患者数の増加に応じて、県等との協議の上、帰国者・接触者外来での受診対象とならない者に係る、かかりつけ医や最寄りの診療所への受診の勧奨、治癒証明の一時中止等の診療体制の確保を図る。(市民福祉部)
- ③ 市は、県が臨時の医療施設で医療を提供する必要があると予測し、当該施設の確保要請があった場合に備え、あらかじめ施設の選定を行っておく。(関係部局)
- ④ その他、関係機関からの要請、協議に基づき、各種の対策に適宜、協力する。(関係部局)

【患者増加時における医療体制（自宅待機等）】

- ① 県が厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等を自宅療養と判断された際に、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、県と市が連携し、軽症者が県内ホテルなどの宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げするための取組を講じる。（関係部局）
- ② 県が、患者が増加し帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断し、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行う場合においては、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、市は、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知する。（市民福祉部）

岐阜県行動計画(抜粋)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合、医療機関及び医薬品販売業者である指定(地方)公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講じる（特措法第 47 条）。

（6）市民の生活及び経済の安定の確保

【事業者の対応等】

市は、市内の事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、職場における感染対策を講じるよう依頼する。（関係部局）

【市民・事業者への呼びかけ】

市は、市民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請

する。(商工観光部、農林部、企画部)

【市民生活・経済安定のための支援】

市は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、市民経済や市民生活への影響を注意深く見極めながら、機動的に、医療体制の確保、事業活動の縮小や雇用への対策について財政的な措置をはじめ必要な措置を講じる。
(市民福祉部、商工観光部)

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

【水の安定供給】

・水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス感染症急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。(環境水道部)

【生活相談窓口の設置】

・市は、必要に応じ、市民の生活相談窓口の充実を図る。(市民福祉部、商工観光部)

【県等との連携】

・県等と連携して、関係機関等からの要請に応じ、各種取り組みに適宜協力する。
(関係部局)

岐阜県行動計画(抜粋)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。

(事業者の対応等)

- ・ 指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。
- ・ 登録事業者は、医療の提供並びに県民の生活及び経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。
- ・ その際、県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対

応策を速やかに検討し、対応する。(関係部局)

(電気・ガス・水の安定供給)

- ・ 電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる(特措法第52条第1項)。
- ・ 水道事業者及び工業用水道事業者である市町村は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる(特措法第52条第2項)。
- ・ 県は、水道用水供給事業及び工業用水道事業について、岐阜県営水道業務継続計画に基づき、消毒その他衛生上の措置等、緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じる(特措法第52条第2項)。また、市町村の水道事業等の継続を支援する。(都市建築部、健康福祉部)

(運送・通信・郵便の確保)

- ・ 運送事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、施設の状況確認、感染対策等、緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じる(特措法第53条第1項)。
- ・ 電気通信事業者である指定公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じる(特措法第53条第2項)。
- ・ 郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じる(特措法第53条第3項)。

(サービス水準に係る県民への呼びかけ)

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握を開始し、県民に対し、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。(危機管理部、関係部局)

(緊急物資の運送等)

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資[※]の輸送を要請する（特措法第 54 条第 1 項）。
（商工労働部）
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する（特措法第 54 条第 2 項）。（健康福祉部）
- ・ 県は、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する（特措法第 54 条第 3 項）。（商工労働部、健康福祉部）

※ 緊急物資とは、特措法第 10 条に基づき国や県が備蓄している物資（マスク、防護服、個人防護具等）や法第 55 条に基づき売渡し要請を行った物資（医薬品、食品、医療機器その他衛生用品、燃料等）を想定

（生活関連物資等の価格の安定等）

県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（環境生活部、関係部局）

（生活相談窓口の設置）

県及び市町村は、必要に応じ、県民の生活相談窓口の設置・充実を図る。（環境生活部、関係部局）

（犯罪の予防・取締り）

県警察本部は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）

2 市内発生期

発生状況：

- ・ 県・市内で新型コロナウイルス感染症の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。
- ・ 感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
- ・ 県・市内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 地域ごとに発生の状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。
- 3) 状況に応じた医療体制や感染対策、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 4) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 5) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 6) 欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 7) 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

【基本的対処方針等の決定】

- ① 国の基本的対処方針並びに岐阜県新型コロナウイルス感染症対策行動計画を踏まえ、市の対策を協議・改定する。(関係部局)
- ② 市が新型コロナウイルスのまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合は、県による代行、他市による応援の措置を活用する。(総務部)

岐阜県行動計画(抜粋)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

- ① 特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、緊急事態措置を実施するために必要があるときは、県は、他の都道府県に対する応援要求(特措法第 39 条)の措置を活用する。また、必要に応じて国職員の派遣要請(特措法第 42 条)の措置を活用する。(健康福祉部)
- ② 緊急事態措置を実施すべき区域内にある市町村は、新型コロナウイルス感染症のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合、県による代行(特措法第 38 条)の措置を活用する。また、必要に応じて、他の市町村による応援(特措法第 39 条)、県による応援(特措法第 40 条)、国職員の派遣要請(特措法第 42 条)の措置を活用する。(清流の国推進部、その他関係部局)

【隣県等からの協力要請】

特定都道府県から本県に対し、緊急事態措置を実施するための応援の求めがあった場合には、本県における患者の発生状況や感染症指定病院等の利用状況等を踏まえ、特措法第 39 条に基づき必要な措置を講じる。(健康福祉部)

(2) サーベイランス・情報収集

【情報収集】

引き続き、国及び県等から適切に正確な情報収集を行う。(関係部局)

【受診患者数の把握】

市は、引き続き、国及び県等から発信される発生状況より受診患者数等の最新の流行状況を把握する。（市民福祉部）

【学校サーベイランス】

市は、引き続き、学校等欠席者・感染症情報システムにより欠席者及び臨時休業の状況を把握する。（教育委員会）

（３）情報提供・共有

【情報提供】

県内発生早期の対策を継続する。

【相談窓口】

県内発生早期の対策を継続する。

【情報共有】

県内発生早期の対策を継続する。

（４）予防・まん延防止

【個人・地域レベルでの感染対策強化】

県内発生早期の対策を継続する。

【病院、高齢者施設等における対策】

県内発生早期の対策を継続する。

【県が実施する措置への協力】

県内発生早期の協力を継続する。

【災害時における避難所対応】

県内発生早期の対策を継続する。

岐阜県行動計画(抜粋)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合で、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。(健康福祉部、関係部局)

(外出自粛等の要請)

住民に対しては、特措法第 45 条第 1 項に基づき、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染対策の徹底を要請する。

(施設の使用制限等の要請等)

- ・ 学校・保育施設等(特措法施行令第 11 条第 1 項第 1 号・第 2 号に定める施設に限る。)に対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行う。
- ・ 上記以外の施設に対しては、特措法第 24 条第 9 項に基づき、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 多数の者が利用する施設(特措法施行令第 11 条第 3 号から第 14 号までに定める施設に限る。)で、当該要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断されたものに対しては、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民の生活・経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、当該施設に対し、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の指示を行う。
- ・ 特措法第 45 条第 2 項・第 3 項に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

【隣接県を対象区域とした緊急事態宣言がされている場合の措置】

隣接県に緊急事態宣言が発令され、県内には発令されていない場合、当該隣接県で実施されている緊急事態措置の内容を勘案し、必要に応じ、県民に対する当該隣接県への往來の自粛等必要な措置を講じる。(健康福祉部、関係部局)

(5) 医療**【医療機関等との情報共有】**

市は、県及び関係機関等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。(市民福祉部)

【患者増加時における医療体制（自宅待機等）】

県内発生早期の対策を継続する。

【在宅患者への支援】

市は、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する新型コロナウイルス感染症患者への支援（電話訪問、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。(市民福祉部、環境水道部)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合には、必要に応じ、以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する（特措法附帯決議）。（健康福祉部）

（医療等の確保）

医療機関及び医薬品販売業者である指定（地方）公共機関は、それぞれの業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品の販売等を確保するために必要な措置を講じる（特措法第 47 条）。

（臨時の医療施設の開設）

- ・ 県は、区域内の医療機関が不足した場合、医療機関に対し、患者治療のための医療機関における定員超過入院（医療法施行規則第 10 条）等の措置を要請する。
- ・ また、県は、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型コロナウイルス感染症を発症し外来診療を受ける必要のある者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を開設し、医療を提供する（特措法第 48 条第 1 項）。
- ・ 臨時の医療施設の設置は、必要に応じ、市町村長に開設を委任する（特措法第 48 条第 2 項）。
- ・ 臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。

(6) 市民の生活及び経済の安定の確保

【事業者の対応等】

県内発生早期の対策を継続する。

【市民・事業者への呼びかけ】

県内発生早期の対策を継続する。

【市民生活・経済安定のための支援】

県内発生早期の対策を継続する。

《緊急事態宣言がされている場合の措置》

【水の安定供給】

・水道事業者である市は、消毒その他衛生上の措置等、新型コロナウイルス感染症緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。
(環境水道部)

【埋葬・火葬】

・引き続き遺体の搬送作業及び火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。(環境水道部)

・県が遺体の搬送及び火葬作業にあたる者の感染防止のために必要となる手袋、不織布製マスク等の物資の確保を行う際に連携する。(環境水道部、市民福祉部)

・県と連携し、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、近隣市村に対して広域火葬の応援・協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。(環境水道部)

・死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、県の協力を得て、遺体を一時的に安置するため、臨時遺体安置所を直ちに確保するものとする。また、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。(環境水道部)

・万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、臨時遺体臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力について安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県か

ら火葬場の火葬能力について最新の情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。(環境水道部)

【生活相談窓口の設置】

・市は、必要に応じ、市民の生活相談窓口の充実を図る。(関係部局)

【県等との連携】

・県等と連携して、関係機関等からの要請に応じ、各種取り組みに適宜協力する。
(関係部局)

岐阜県行動計画(抜粋)

【緊急事態宣言がされている場合の措置】

特措法第 32 条第 1 項に基づき、県内の全部又は一部が緊急事態措置を実施すべき区域に指定された場合は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、当該地域に対して以下の対策を行う。なお、緊急事態措置を実施したときは、遅滞なく、その旨及び理由を政府対策本部長に報告する(特措法附帯決議)。

(事業者の対応等)

- ・ 指定(地方)公共機関及び登録事業者は、事業の継続を行う。
- ・ その際、県は、国が必要に応じ示す当該事業継続のための法令の弾力運用について、迅速に関係者へ周知を行う。また、その他、県において必要な対応策を速やかに検討し、対応する。(関係部局)

(電気及びガス並びに水の安定供給)

(運送・通信・郵便の確保)

(サービス水準に係る県民への呼びかけ)

(緊急物資の運送等)

県内発生早期の対策を継続する。

(物資の売渡しの要請等)

- ・ 県は、必要に応じ、特措法第 55 条第 1 項に基づき、特定物資(緊急事態措置の実施に必要な物資(医薬品(抗インフルエンザウイルス薬を除く)、食品、医療機器その他衛生用品、燃料、その他内閣総理大臣が公示するもの)の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者)に対し、あらかじめ同意を得ることを基本として、当該特定物資の売渡しを要請する。(健康福祉部、

環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局)

- ・ なお、当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、特措法第 55 条第 2 項に基づき、当該物資等を収用する。(健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局)
- ・ また、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合は、特措法第 55 条第 3 項に基づき、事業者に対し特定物資の保管を命じる。(健康福祉部、環境生活部、商工労働部、農政部、その他関係部局)

(生活関連物資等の価格の安定等)

- ・ 県及び市町村は、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め・売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。(環境生活部、関係部局)
- ・ 県は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、上記対策に加え、「岐阜県消費生活条例」(昭和 50 年条例第 29 号)、「生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律」(昭和 48 年法律第 48 号)、「国民生活安定緊急措置法」(昭和 48 年法律第 121 号)等に基づく措置その他適切な措置を講じる(特措法第 59 条)。(環境生活部、関係部局)
- ・ 市町村は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、市町村行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じる。

(生活相談窓口の設置)

(犯罪の予防・取締り)

県内発生早期の対策を継続する。

(要援護者への生活支援)

県は、市町村に対し、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(健康福祉部、関係部局)

(埋葬・火葬の特例等)

- ・ 県は、市町村に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよ

う、依頼する。(健康福祉部)

- ・ 県は、市町村に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう依頼する。(健康福祉部、関係部局)
- ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。(健康福祉部)
- ・ 国が、特措法第 56 条第 1 項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定めた場合、県は市町村へ速やかに周知する。(健康福祉部)
- ・ 県は、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、埋葬又は火葬を行う(特措法第 56 条第 2 項)。
- ・ 埋葬又は火葬は、必要に応じ、市町村長に委任する(特措法第 56 条第 3 項)。